

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200583号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200034号

## 第1 結論

昭和58年\*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年\*月から昭和61年3月まで

国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間と記録されているが、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。当時、私は学生でA市に拠点をおき、両親が住むB市の実家に帰省する生活を送っていたが、大学2年生の頃、実家に帰省した際、父親から、私の国民年金の加入手続をし、大学卒業までの分の国民年金保険料を納付しておいたと言われたことを覚えている。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、当時の住所地であるA市において自身が手続をした覚えはなく、実家に通知が届き、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録している市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者について、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索及び昭和58年\*月から昭和59年3月までの期間(請求者が20歳となる前1か月から20歳となった年度末まで)にB市で払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出簿にて調査したものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者の父親は既に亡くなっており、請求者に係る国民年金の加入手続状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができないほか、請求者は、父親から年金手帳は渡されておらず、昭和61年4月に就職した際に取得した年金手帳には国民年金の記号番号、住所、国民年金の記録は何も記載されていないと陳述している。

さらに、B市は、請求者の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を

確認できる資料はない旨回答している。

これらのことから、請求者がB市において国民年金に加入したことを確認することはできず、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。